

第2回第6次市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2026年8月27日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4号会議室

1. 開 会

○事務局（藤田推進係長） お時間となりましたので、第2回第6次市民自治推進会議を開催いたします。

事務局の市民文化局市民自治推進室市民自治推進課推進係長の藤田です。よろしくお願いいたします。

本日の議題に入ります前に、第1回会議でご欠席されました片山委員より、一言、自己紹介をいただきたいと思います。

片山委員、よろしくお願いいたします。

○片山委員 NPO法人地域ケアコミュニティ研究所の片山と申します。

3月までは札幌市立大学の教員で、デザインを教えていました。なぜ今このような立場になったかと申しますと、私は、建築とデザインが専門なのですが、10年ほど前から、目に見えなくても大事なデザインというか、人と人をつなげることをやりたくて、社会福祉士の資格を取りました。それで、いよいよ地域のつながりの問題が顕在化する中で、私、やりたいとなって、現場に出ることに決めました。

先日、事務局の方に打合せにお越しいただいたのですが、保養センター駒岡というところで、高齢者がたくさん集まっているのですが、そこに私がやっているフリースクールの子どもたちを連れて行って、多世代交流の中で子どもが育ち、高齢者も趣味をたくさんやっているのですが、子どもたちが表現をする中で自分たちも力をもらおうというようなことを少しずつ仕掛けて、少し芽が出てきたというような感じで、大変楽しくやっております。

お時間があればぜひ遊びに来ていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） 片山委員、ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に沿って進めたいと思います。

次第1の議事です。ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。鈴木座長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○鈴木座長 皆様、おはようございます。

本日は、第2回目ということですが、座長を仰せつかっております関係で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第をご覧ください。

前回7月6日に開催いたしました第1回目の会議では、本会議の目的や検討内容、また、今後のスケジュールなどについて確認をいたしました。

第2回目となります今回からは、自治基本条例の第31条と第32条の規定に基づきまして、札幌市の施策や制度が自治基本条例の趣旨に沿ったものとなっているかを評価していただくとともに、条例の規定自体についても検討を行っていただきます。

それでは、事務局より資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） 本日は、評価、検討の作業で使用する資料についてご説明させていただいた上で、全条文について一通り評価、検討をいただきたいと考えているところです。

早速ですが、委員の皆様は自治基本条例に係る検討をしていただくために準備した資料についてご説明させていただきます。

まずは、自治基本条例の各条文についての評価、検討を行うための作業シートという位置づけである札幌市自治基本条例の現状評価、課題についてと上段に記載された資料について説明いたします。

左側に札幌市自治基本条例の条文、それに伴う第4次市民自治推進会議における評価、その右隣が各条項に関係する主な取組・条例等、最後に、皆様から評価していただいた内容を反映する現状評価・課題抽出となっております。

このうち、各条項に関係する取組の中で、具体的な数値や取組の詳細については、別紙1の

札幌市における市民自治の主な取組の状況に記載しているところでございます。

また、各取組の中でアンケートが出てきますけれども、このアンケートについては、ほかの設問などと併せ、別紙２として掲載し、資料としてお配りしておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

なお、条例第２１条の市政への市民参加の推進に関しましては、今後予定しております市民参加推進ガイドラインの検討と大変関連が深いため、今回の第３回、第４回の会議の中で重点的にご議論をいただきたいと考えているところです。

資料について説明いたします。

第６次市民自治推進会議、札幌市自治基本条例の現状評価、課題についてをご覧ください。

まず、自治基本条例については、前文及び全３３条、大きく八つの章から構成されている条例となっております。

市では、これまで、この条例の理念に基づきまして、条例に関わる様々な市民参加、協働の取組などを進めてきたところでございます。近年では、社会情勢、地域課題の変化に対応するために新たな取組を行っているところであり、例えば、資料の３ページ目をご覧ください。

第９条の事業者の責務に関連する取組です。

右側ですけれども、令和５年に札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例の制定を契機とし、新たに不動産事業者などと連携するさっぽろマチトモパートナー企業認定制度を開始いたしました。

資料が飛んで恐縮ですが、別紙１と記載された資料の１ページの左側の第９条の下側に詳細を記載しております。具体的には町内会への加入促進などに協力していただける不動産事業者をさっぽろマチトモパートナー企業として認定し、町内会の活性化、加入促進などを図ることを目的といたしまして新たに取組を開始しております。

また、本書の資料にお戻りいただきまして、９ページになります。

第２４条は、青少年や子どものまちづくりへの参加というところです。こちらに関連しましては、まちづくり活動に参加するきっかけづくり、また、子どもたちに楽しい体験を提供したり、地域の様々な年代の方と触れ合ったりすることで地域の温かさやつながりを大切と感じながらご自身のスキルアップにもつなげていただくことを目的とし、若者と町内会をマッチングするマチトモＬＡＢＯの立ち上げや次世代の活動の担い手育成事業により、地域を知り、次の世代の地域活動に興味・関心を持ってもらうための取組として、小学校、中学校、高校と校種ごとに行っておりますが、このうち高校におきまして、町内会との対話の中で地域とともに行う取組を検討するといった内容の充実を令和７年度から図るなど、将来を見据えた施策を新たに行っております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○鈴木座長 それでは、ここからは自治基本条例の各条文をご覧くださいながら委員の皆様からご意見を伺ってまいりたいと思います。

今回の会議では、まず、自治基本条例の全条文について、一通り現状評価や課題の洗い出しを行っていく予定ですが、ただいまの事務局のご説明にございましたように、第２１条については、ガイドラインの検討と関連が非常に深いため、次回以降に重点的に議論を行うこととなっております。

本日の第２回の会議におきましては、限られた時間の中で、第２１条以外の条文については一通り現状評価や課題の洗い出しを終わらせたいと考えております。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、少し駆け足となる部分もあるかもしれませんが、先ほど説明していただいた資料の内容も参考にしながら、札幌市の取組や条文の内容などを見て思われたこと、また、気づきなどがございましたら、率直にお話しいただければと思います。

事前に資料をご覧くださいと思っていますので、それらを基に皆様からご意見を賜りたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですけれども、何かお気づきの点やご意見等がございましたら、お願いいたします。

○山崎委員 最初に質問で、第１条に関するところと第８条に関わるところです。

条例の認知度がこんなに高いということに私はびっくりしています。令和4年度から令和8年度でこんなに急増している変化のほか、理解度もそうです。また、第8条を見ても、まちづくりに関心があるといったところがすごく増えているのですけれども、これはどうしてこんなに増えたのですか。いいことなのですから、本当ですかというような疑問があります。

ひょっとしたら回答や調査の仕方が4年前と変わったのか、そういった調査の仕方による変化なのか、この間、札幌市が実直にやられたまちづくりがしっかりと市民に浸透しているのかなど、事務局としての分析を教えてください。

○鈴木座長 アンケート結果があると思いますけれども、第1条と第8条の関心度や認知度についてお答えをお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） 我々も伸びているなと感じていたところなんです。これまでも、当然、様々な取組は行ってきております。自治基本条例の周知でいいますと、今年度も大学生や高校生に対する説明を実施しておりますし、市民がまちづくりに関する情報を知って、参加のきっかけを得られることを目的に、LINEなどSNSを活用する取組も行っております。先ほども説明させていただいた次世代のまちづくり活動の担い手育成、高校生や大学生を対象とした取組も行っているところであり、そういった着実な取組の結果であるかと思っております。

また、アンケートの手法ですが、今回はLINEによるアンケートを行っております。令和4年度まではインターネットアンケートを行っていたところがあるので、そうした手法による差もあると思っております。

○山崎委員 回答者が積極的に認知をしていたり、関わりにポジティブな方がポジティブに回答していたりしているところが4年前とは違っていると言えそうですね。

○事務局（藤田推進係長） おっしゃるとおりで、そこはあるのかなとは思っております。インターネットアンケートではモニターとして登録された方にアンケートに答えていただいているというところもあるので、分析は行えませんが、LINEだけポジティブな中での結果とも言いきれないかなと思っております。ただ、そういったところの差も一部あると思っております。

○山崎委員 それでは、この結果は素直に、ポジティブに評価いたしましょう。

○鈴木座長 山崎委員のおっしゃるとおり、かなり関心度や認知度が上がっているということもありますけれども、市としてもいろいろな取組を行われていますし、市民の中でもいろいろな活動の中でまちづくりや条例に触れる機会も結構増えてきているかと思います。そういうこともあろうかと思っておりますけれども、ただいまございましたように、LINEによるアンケートということもあるとのことなんです。

私も正確な数字は覚えていないのですけれども、LINEと申しますのは、ほかのいろいろなアプリもそうですけれども、非常に参加しやすい、アクセシビリティが高まるということがあります。以前はホームページを見に行かなければならなかったのが、参加へのハードルが高かったところ、LINEで普段からニュースやアンケートに触れることができるということもあるでしょう。

また、登録者数もかなり多かったように思います。個人的には、そこも関心度や認知度の高さに表れている気がしています。

いずれにしても、ポジティブに捉えまして、条例の検討の中で参考にしていただければと考えております。

ほかに何かございませんか。

○西脇委員 私も、市民によるまちづくりに関するアンケート結果についてです。

認知度が非常に高いと出ている一方で、第8条に関わるのでしょうか、まちづくり活動への参加のしやすさに関しては、「どちらかというに参加しにくい」「参加しにくい」という回答を合計しますと70%を超えます。つまり、関心もあり、認知もしているのだけれども、なかなか参加しにくいというのが一つの課題なのかなと思っております。

その上で、資料の2ページの問7の結果で、まちづくり活動に参加しにくいと感じる理由というところなんです。まず、「きっかけがない」ということですが、これについては令和4年度よりも増えていまして、ここに何か市民の皆様に対する参加への動機、きっかけになるようなもの

の工夫が必要になってくるのかなと思います。

一方で、皆さんがお忙しくなっているということを反映してなのでしょうか、「参加する時間がない」ということが上位の理由として挙がっているかと思います。まちづくり活動がどうしても昼間に偏ってしまっているとなかなか参加しにくいということもあるのかもしれないので、日程、あるいは、時間帯をうまく考えていけるといいのかなと思っています。

そして、条例の後ろのほうになってしまうのですが、第28条のまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりのところです。

たしか、別紙2のアンケートの間10から出てまいりますけれども、まちづくりセンターは一体何をやっているのかについての認知が十分ではないということです。まちづくりセンターという名前は聞いたことがあるし、知っているのだけれども、具体的にどんなことをしているのかがなかなか認知されていないということがあって、そのために、利用したことがあるかどうかでいくと、半分以上の方が利用したことはありませんという回答になっています。

一方で、なぜ利用したことがないのかが間11-2で出ておりますが、利用したいサービスがない、あるいは、何ができるかが分からないとのことでした。

まちづくりセンターというのは、市民といいましょうか、我々から考えましても、町内会の次に身近であるべき施設であると思うのですが、ここで何ができるのか、どんなサービスを受けられるのかが十分に伝わっていないということが課題になってくるのかなと思っています。

さらに、同じアンケート中では区についての認知に関しては割と高く出ていたと思うのです。資料の11ページでしょうか。令和4年度の評価のところですが、市民にとって区が非常に身近な存在であるということであれば、この区の事業に力をもっと入れていってはどうかという評価があったように思います。

確かに、実感としても、まちセンよりも区役所に行く回数のほうが圧倒的に多いので、それを考えますと、もう少しまちづくりセンターが身近になるような、一体そこで何ができるのだろうか、何をやられているのだろうかということが分かるような工夫が必要になってくるのかなと感じました。

○鈴木座長 ただいま、まちづくり活動への参加のしにくさについて、理由として、きっかけや時間がないという結果と、むしろ令和7年度は令和4年度よりも上がっているというご指摘がございました。

もう一つ、まちづくりセンターについて、いま一つ活動内容が分からない、それこそきっかけがないということですね。建物に入っていくわけにもいかないといったこともあろうかとは思いますが、それについて事務局よりコメントがございましたらお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） まず、最初にいただいたきっかけについてです。

身近なところで暮らしやすいまちを実現していくことについて興味、関心を持っていたいただき、こういった結果になっていることは、大変ありがたく思っているところです。一方で、なかなかきっかけにつながらないという点は我々としても課題として認識しております。何度もご説明して恐縮ですが、次世代の育成事業など、我々がハブとなって町内会につなぎ、きっかけをつくることで、「このように参加していけばよいのか」「町内会とはこのようなところなのか」という気づきや発見につなげていきたいと考えて今取り組んでいるところであり、そうした取組を今後も続けていきたいと考えています。

もう一つのまちづくりセンターの認知度についてです。

我々としても、大学への講義の際など自治基本条例の説明の中でまちづくりセンターとはどういうところかという話はしておりますので、そういった普及啓発は引き続き力を入れて進めていく必要があると感じております。

一方で、区については、別紙2のアンケートの間9の「何か困ったときに相談するところはどこですか」という設問に対し、「区や市役所に相談する」という回答が54%とあり、こういった意識を引き続きもっと高めながら、まちセンの認知度も併せて高め、何かあったときに頼っていただけるようにしていきたいと考えているところです。

○鈴木座長 個人的な感想ですが、アンケートの流れや聞き方について、細かくは把握していませんが、まちづくり活動への参加という面について一言申し上げます。私も様々なま

ちづくり活動に参加しておりますが、皆さんがまちづくり活動に関してどういうイメージを持たれているのかなということがあります。

私もいろいろな方と触れ合う中で、きちんとした活動をイメージされている方も結構いらっしゃいます。しかし、例えば、お祭りのお手伝いをするなど、気軽にできるまちづくり活動も少なくありません。普及啓発や認知度の問題はあるものの、こうした活動をきっかけとして、そこからもう少し規模の大きな活動や組織的な活動につながっていくということもあらうと思います。そういう意味でも、きっかけづくりや普及啓発を進めていかなければならないと感じております。

先ほど片山委員の自己紹介にもありましたが、地道なと言うと失礼ですけれども、地域、地域でのいろいろな活動に参加することによって、きっかけとしてつながっていけばと思っております。

片山委員のほかにも活動に取り組まれている委員がいらっしゃいますので、そうした中でのお話も伺えればと考えております。

ほかに何かございませんか。

○片山委員 大変面白いデータを拝見できて、なるほどなと思いました。恥ずかしいのですが、市民参加メールマガジンというものを私も全然知りませんでした。それで、今、携帯電話で見っていますが、結構な頻度で配信されているのですね。これを見て、QRコードから入って行ってアンケートに答えようと思う人はかなりアクティブな人だなと思いました。

その上でまちづくり活動に参加しにくいと感じる理由のところですが、一緒に参加できる人がいない、人間関係が煩わしいという人は令和7年度のほうが低いのです。実は、既につながりのある人たちのほうがきっかけをつかめない、責任が重い、活動がない、知識がないと言っているのですけれども、これが純粹でリアルな反応だと思います。まちづくりなどの情報を得ているからこそ、知っている人でなければ、しがらみや大変さを分らないで、いいと言えるものなのですから、そんな一長一短ではないというか、大変なことがあることを私たちは分かっているよという反応かなと思いました。

先ほど鈴木座長からお話があったように、楽しみで参加していたけれども、これはまちづくりなのだ、気がついたらそうになっているという入り口がすごく大事なのだなとも私も思いました。そこで福祉と言ってしまうと人は寄りつかないので、デザインなど、うまい取組があればと思いますし、個人的に挑戦したいとも思っているところです。

○鈴木座長 何かコメントがございましたらお願いします。

○事務局（藤田推進係長） 先ほどの鈴木座長のお話にも関わるところですが、自治基本条例を説明する上では、まちづくりとは何かを前段で説明するようにしております。まちづくりというと再開発などハードのイメージが先行しがちですが、そうではなく、花壇の花植えや町内会活動などソフトを例にしながら説明し、「こういった活動もまちづくり活動なのです」とお伝えするようにしております。そうしてまちづくりのハードルを少し下げ、「そういうものもまちづくりなのだ」といったご理解をいただいた上で自治基本条例のお話をさせていただいておりますが、やはりそういった理解が必要なのだと感じております。

また、片山委員がおっしゃったように、テーマをどんと打ち出してしまうと内容によってはハードルが高くなり、「参加するのはちょっと」と思う方もいらっしゃるのかなと思います。それで、繰り返しになりますが、若者ラボなどでは、「皆さんのやりたいことを地域で実現しませんか」というような感じで、皆さんのやりたいことを引き出しながら、違う形からの参加を促すようにしております。

このように、見せ方の工夫ではあるのですが、そういったことへの配慮も我々としては進めていく必要があると感じているところです。

○事務局（西山市民自治推進課長） 補足させていただきます。

別紙2のアンケートの1ページの2のまちづくり活動への参加についてということですが、まちづくり活動とはという説明は書かせていただいていますし、ごみ出しや除雪マナーを守るということも載せており、ハードルが低く見えるようなものにしているのです。ただ、見ていただいたとおり、これだけボリュームがあるアンケートで、そこを十分に理解した上で答えているとも言い切れないところがあるといえますか、まちづくり活動イコール町内会活動という

イメージで答えられているところもあるのかなと思っています。

一方で、まちづくり活動ではごみ出しなどもしっかりとやるということも含めたアンケート調査であればもう少し高い数字が出ているということもあるので、アンケートの取り方や説明の仕方についても工夫をした上で取れば、私たちが思う内容での結果が得られるのではないかと考えているところです。

○鈴木座長 ほかに何かございませんか。

○大村委員 いろいろとあるのですけれども、今お話に出ていたことに関連するところからご質問をさせていただきたいと思います。

まず、第8条と第23条に関連するところです。

先ほどからアンケート結果もお話に出ていますが、身近な相談先としては、町内会よりも行政となっているのですね。また、参加しにくい理由としては、「時間がない」という回答は割と下がっている一方、「責任が重荷になる」ということです。あるいは、自分の中でやってほしいイメージがあっても、いざそれを実現しようとすると、いろいろなことを調べないと実現できなくて難しいということもあるかと思います。

世の中にはいろいろな専門職がたくさんあって、いろいろな人がいるから、自分一人で行うことはとても小さい中で協力者を見つけるのは大変だといったとき、中間支援や誰か頼れる場所をどうやって探したらいいのかが分からないということがあると思うのです。そのため、どこに相談すればよいのかが分かりやすくなるといいなと思いました。

そして、点であるイベントを面にしていくのはどうだろうかと昨日から考えていました。私はいろいろと参加するのが好きで、大通公園のチューリップの球根の植え替えにも参加したことがあります。しかし、初めはやり方が分からないから、最初の10分くらいは自分の作業に夢中になるのですけれども、残りの1時間以上はただ繰り返すだけなのです。でも、そうした単純作業のときは隣の人と視線を合わせずに会話しやすいのです。そういうときの会話の材料として、こういうことについて話し合ってみませんかなど、幾つか話題を提供することで、既に人が集まっている場所で、その現場を活用し、まちづくりに関する話題を相談してもらい、後で意見を吸い上げるのはどうだろうかということを考えました。

それから、地域のハブであるまちづくりセンターです。

私は認知症の人と家族の会を少しお手伝いさせていただいて、オレンジパートナーや市の活動、認知症サポーターの活動を見学させていただくのですけれども、お部屋に入ってしまうと別の人が入ってこないわけです。同じ拠点の中にいるのだけれども、ほかの人たちがどんな活動をしているのかという横のつながりが全く分からなくて、せっかく行ってもほかの活動が分からないという状況があります。

でも、人ごとの課題が実は自分事だったりするわけです。自分の体というのは一生涯でずっと変化していくわけで、いろいろな状況になっていくわけです。でも、その状況、その状況で必ず先輩がいらっしゃるって、相談しようと思ったらできる人もいるかもしれないのだけれども、出会えないかもしれません。ですから、もっと柔軟に出会えたらいいなと思っているのですけれども、何かないでしょうか。

それから、これは前文や本日は検討事項になっていない第21条、それから、第24条に関係してくることです。

全般的な理由として、働くので精いっぱいということです。働くほどにつらくて、家に帰っても育児に余裕がない、余裕のなさから子どもに対して当たってしまうということが外から虐待だと言われてしまうようなケースがあるわけで、それで外から介入しないでほしいと自分の中に閉じ籠もってしまうご家庭も多いのではないかと思います。

親御さんが精神疾患とは言えなくても、その手前といいますか、子育てをするのがつらいという親御さんも結構いらっしゃるのですね。それで、データは持っていないのですけれども、精神的なつらさから子育てが困難になり、児童養護施設等に子どもを預けざるを得ないようなご家庭も増えているとお聞きしています。

家の中で余裕がないわけです。それをどうやって外から介入し、煩わしくないように、これはちゃんとした制度だから大丈夫ですよ、受け入れてもほかから虐待とは言われないのですよ、大丈夫ですよというような心理的な安全性を保ちながらサポートできればと思うのです。

高齢化と言いますけれども、何か役に立ちたいという高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。みんなが活躍してまちづくりができたという仕組みはどうやったらできるだろうと考えますので、何かご意見があったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木座長 アイデア的なものをいただきましたけれども、アンケートと申しますか、意見収集といいますか、市民の思いの収集の仕方、把握の仕方に関してのご意見だったかなと思います。また、出会い方という話もありましたけれども、仕組みづくりのお話もあったかと思っています。

コメントがございましたらお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） まず一つは、こういう活動をしたいという思いのハブとなる組織として、まちづくりセンターがそれぞれの地域にあります。当然、その地域によって、団体の有無や、高齢者が多いところ、若い世代が多いところなど、地域の実情は様々ですが、そうした環境に応じて関係者同士をつないだり、「こういうことをやれませんか」という相談に乗ったりすることがまちづくりセンターの機能となりますので、そこに相談していただきたいというところではあります。ただ、先ほどから話している認知度の低さが影響しますが、「やりたいけれどどこに相談したらいいかが分からない」という状況になっているのだと思います。ですから、普及啓発にはやはり力を入れていかないといけないと、今、大村委員のご意見を聞いて改めて感じたところです。

なお、全てを行政で賄い切れるかというと、非常に難しいところもありまして、地域コミュニティの中での気づきや声かけが大変大事だと我々としては感じております。先ほどお話しました令和5年度の町内会ささえあい条例の制定もその一つで、地域や町内会での支援が大変重要となってきますし、これまで町内会・自治会で担っていただいた役割を継続していただけるよう、我々としても支援を行い、皆さんに役割を担っていただきながら、町内会の未来にもつなげていけるよう条例を制定し、取組を進めているところです。このように、様々な側面から地域で起きる課題については対応していくことになるかと考えております。

○鈴木座長 ほかにございませんか。

○印南委員 最初のほうの西脇委員のお話に関連して思ったのですが、まちづくり活動に参加しにくいと感じる理由として、参加する時間がないという回答が多いですね。やはり、社会人の方などは、昼間はお仕事があって参加できないということでしょうし、どうしても札幌市の職員の方々の勤務時間的にもお昼の時間帯の活動が多くなってしまうのかなと思うのですね。でも、社会人の方がお仕事終わりに参加できるようなコミュニティやこういった会議、あるいは、ワークショップの取組はあるのでしょうか。

また、参加する時間がないという回答の次に、参加者同士の人間関係が煩わしい、参加することが面倒という回答が2割弱あって、そこそこあるかなと思うのですけれども、社会人になってからの新しい人間関係や友達など、会社や家庭とは違う人間関係を新しくつくることは意外と難しいのかなと思ったのですね。ですから、まちづくり活動に参加することで新しい出会いが得られたりコミュニティに参加できたりするというメリットをもう少し押し出していければ、面倒と思った、人間関係が煩わしいと思う回答がもう少し減るのかなと思いました。

○鈴木座長 参加しにくい、時間がないなど、そういった方々へのアプローチに関するご意見だったかと思いますが、何かコメントがありましたらよろしくお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） まちづくり活動といいますと、行政だけではなく、地域など様々な主体によるものがありますので、一概に我々の取組とはならないかと思うのですけれども、行政で行う取組の一つとしては、この会議があります。2回とも午前中の開催となっており、勤務時間中と感じられたところもあるかと思うのですが、基本的にはそのような意図はなく、単純に委員の皆さんのご都合に合わせて行っております。ほかにも、我々の取り組んでいる高校生や若者LABOは、夜間や土日も含め、参加者のご都合に合わせて時間帯に関係なく行っております。ですから、勤務時間だからこの時間でないとできないというわけではなく、皆さんのご都合が良い時間に合わせる必要があると思っています。また、まちづくり活動を行っていく上で、平日の日中ではなかなか社会人の方が参加しづらいということを踏まえた上で、様々な活動が広がっていけばいいのかなと感じているところです。

そして、町内会のお話ばかりで恐縮ですけれども、参加のハードルを下げるというか、印象を変える取組を行っております。町内会と聞くだけでは、イメージが人それぞれだと思うので、「こういった色々な取組をやっていますよ」という加入促進をはじめ、様々なPRをしているところです。こういった活動自体がまちづくりであり、町内会活動なのだという理解を進めながらハードルを下げ、イメージを変えていくことが大事だと思っておりますので、そういった取組を現在進めているところです。

○事務局（西山市民自治推進課長） このまちづくり活動が幅広い表現になっていると思うのですが、町内会でいえば、高齢の方が多くて、日中に会議をやることはあるかと思えます。また、現役世代の方は役員になることができない、会議に出られないということもあって会議を夜にやっているところもありますし、いろいろな工夫はできると思えます。

そして、今、町内会でも高齢化に伴い担い手不足になっているため、むしろ現役世代の方で、仕事を持っていて日中は参加できないという方にどうやって町内会などのまちづくり活動に参画してもらうのかは大変重要であります。がちがちの繋がりではなく、もう少し緩いつながりの中で参画してもらうような仕組みを考えていかなければいけないと思っています。そういう方向で検討しながら、参加する時間がないということを解消していけるよう、今後は検討していく必要があると考えています。

また、別の視点として、地域の課題を考えていく中において町内会活動があるということに加え、もう少し意識が高まり、時間はないけれども、自分としても何かまちづくり活動をやりたいという場合には自分たちでまちづくり活動団体やNPO的な団体をつくって活動していくということもあるかと思えます。柔軟に活動できる時間でやっていき、場合によっては町内会などの地域とも連携しながら活動を進めていくというようなやり方もあるかと思えます。このような柔軟な発想で今後は考えていく必要があると思っています。

○鈴木座長 感想ですけれども、ただいま多様化というお話がありました。当然、働いている現役世代が勤務時間帯に参加するのはなかなか難しい話です。しかし、そういった現役世代だけではなくありません。先ほど子どもの話もありましたが、小中高生もそうですし、小さなお子さんを抱えた子育て中のお父さんやお母さんもそうです。例えば、子連れで参加できるような場を少しつくるということもあるかと思えます。「小さな子どもが泣くと迷惑がかかるのでは」と参加にハードルを感じるという話も聞いたことがありますので、いろいろな方々が参加できるような仕掛けを考えていくことも一つの手ではないかと思っております。

ほかにございませんか。

○對馬委員 3点ほどあります。

私の地区のまちづくりセンターに関しては、昨年、町内会の公園で中学生が放火をしたり、たばこを吸ったり、いろいろと問題がありましたので、その相談をしたところ、他の町内でも同じような事件があったことがわかり、連合町内会長名で警察に対し、パトロールをお願いしたいという手紙を出しました。当時はちょうど中学校が荒れていまして、いろいろな団体が授業を見に行ったり、授業中のパトロールなどをしました。今はその子が卒業したこともあって収まっているのですが、そうした時にもまちづくりセンターは力になってくれました。

それから、私の町内で10年ほど前、まだ役員でも何でもない女性が、高齢者の見守りなどの観点で、介護予防センターの方に来てもらい、サロンの簡単な体操をしたほか、茶話会で皆さんの意見を聞いて、そこから何かできることがあればしようということで町内会長に相談しまして、町内会でサロンをつくりました。その方は現在、民生委員をされていまして、体操と話し合いもしています。私の町内以外の方も呼び寄っていたのですが、最初に立ち上げたとき、町内会から少し補助をもらったのです。そうすると、総会するとき、うちの町内のお金を使っているのに、ほかの町内の人が入ってくるのはいかなものかということで物すごい反対に遭いました。その人は、いろいろな施設に対し、町内会以外の方が入ることはおかしいのではないかと意見を聞き回っていたので、町内会からのお金をもらうことをやめまして、独自にサロンとして立ち上げて、今、活動しているところです。

そして、アンケートについてです。知っている、知らないと丸をつけることは簡単ですけれども、それではどうしたらいいのかということをお返事する欄がないのです。昨日、町内会長にきたアンケートにも答えたのですが、「町内会で電子回覧をしているか、していないか」「町

内会費をどうやって集めているのか、振込なのか、直接なのか」などでした。私のところは最低レベルで、電子回覧はしない、お金を直接取りに行くということだったのですが、ただそれに丸をつけるだけではなく、なぜそうなのかです。私の地区は高齢者が多いので、スマホを持っていないのです。ですから、まず見るということができません。そして、お金もかかりますよね。それから、第一の理由は、隣近所の方と顔を合わせて安否確認をする、どんな方がこの町内に住んでいるのかを班長が見るということが一番大事だということで、今までどおり、紙の回覧板を回しています。そして、集金に関しても必ず班長が集めに回るので、このようにちゃんと理由があつてのことなのです。ですから、していないにただ丸をつけるだけではなく、そういう理由もきちんと書けるアンケートがあるといいかと思えます。

○鈴木座長 実例を話していただきました。まちづくりセンターやサロンの話、そして、アンケートの話もありましたけれども、コメントがございましたらお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） 貴重なお話をありがとうございます。

直接的なお答えにはならないかもしれませんが、町内会が約2,200ある中、本中にいろいろな取組が行われております。隣接する町内会であっても、良い取組や具体的な中身が分からないということもありますので、そういったものが広く共有できればいいなと我々も考えておまして、例えば、「町内会のヒント」という冊子にまとめたり、あるいは、「町内会未来塾」という事業の中で、「こういった活動をやっています」と紹介したりしております。ですから、ぜひ対馬委員のお話も積極的にご紹介していけたらと思っております。

そして、アンケートについては本当にご指摘のとおりかと思っております。今回、令和4年度との比較もありましたので、アンケートの中身は大きく変えませんでしたけれども、実態に即した形に変えていく必要はあるかと思えます。

なお、あまり自由記載が大き過ぎると回答者の負担になるという側面もありますので、内容を工夫しながら、より市政に反映していけるようなものにできればと考えております。

○事務局（西山市民自治推進課長） アンケートについてはまさに当課から送らせていただいているものです。今、藤田から説明したとおりではあるのですが、本当は、今、対馬委員が言われたように、いろいろな理由も聞きたかったのですが、紙面の都合があること、そして、負担になるかなということもあって、概要的というか、数を把握させていただくような内容にさせていただきました。

ただ、当課としまして、町内会における負担軽減や担い手不足を解消する上でデジタル化は積極的に進めていきたいと思っていることから、電子回覧板の導入などについても考えているかを聞いたところですが、もちろん町内会によって状況は違うと思います。進められる環境が整っているところについては少しでも進めていただきたいということです。

そして、今お話をいただいたように、進められないのにはどういうところに課題があるのかもしっかりと理解しながら検討していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○鈴木座長 ほかにございませんか。

○大村委員 話題を変えてしまうのですが、3点お聞きしたいことがあります。

一つ目ですが、過去の事業の見直しというのはどのようにされているのか、教えていただけたらと思います。第18条、第19条、第23条あたりが関係してくるのではないかと思います。ですが、過去に整備された施設、それから、長年継続している中で社会情勢との整合性が薄れてきているような事業について、維持管理費や固定費の実態が市民にオープンにされているのか、そして、それをオープンにすることで、それをそのまま続けていいのだろうか、継続、縮小、用途の変更の是非などを市民と一緒に判断する仕組みがあったらいいのではないかと思います。

資料に遊休スペース等活用支援事業というものがありますよね。遊休しているスペースを使うということも大事ですが、既にあるものが本当に必要なのかという成果検証も大事なのではないかと思いますので、市民自治の視点からの事業の引き算、再編を判断する評価の仕組みがあるのかどうかをお伺いします。

二つ目ですが、今すごく増えているのが外国人の労働者だと思います。これからフィジカルAIが普及すれば、こんなに入っていただく必要はなかったのではないかなというようなことが

もしかしたら起こるかもしれませんが、今大きく動いている時期ではないかと思うのです。

私は、あちこちセミナーに伺うのが大好きで、外国人の方との共生についてお話を聞いたところ、海外では、外国人の方がお越しのときには行政が費用をお支払いして、地域でごみ出しをするときにはこのようにやるなど、生活の仕方の指導をされ、それを受けてからお仕事にお就きになれるということがあるのだそうです。語学力についても一定程度の援助をして身につけていただくそうです。

江別では放火事件や地域の方とのトラブルがあるようにニュースで拝見いたしましたけれども、そういった問題が地域の方々に丸投げになってしまっていて、事前に何か準備していればそんなにはならなかったのというようなことがもしかしたら起こっているのではないだろうかと思ひまして、お伺いしたいと思ひました。

3点目ですが、A Iの活用がどのようになっているのかをお伺いしたいと思ひました。第16条の効率性、第26条の情報提供ですが、本当に毎回すごく丁寧にマイクも録音機も準備していただいて、丁寧にやっていただいて、本当に感謝の極みです。それから、議会なども放映されていると思うのですが、その大変な思いを少しでも軽減できたらということで、どのぐらい、どのようにA Iを活用していこうとお考えなのかです。

そして、今回、第21条は対象外ということで、次回以降の議題となっていると思ひますけれども、第21条と第26条の組合せでいくと、市民の意見収集や市民への質疑応答などです。

札幌市の場合は、政令都市であり、200万都市であり、市役所の職員もたくさんいらっしゃるのですが、そんなに大変ではないかもしれないのですが、北海道の中でも人口がどんどん減ってしまって、役所の職員を募集することも大変というところで、どんどんA Iを活用し、住民との交流や住民からの質問はA Iで自動応答にしているところも増えているとお聞きしています。札幌市では、そうでなくてもいろいろな問題があつて、税金の収入も減ってきて、人口も減ってきているという状態で、大変な思いの中で同じレベルの質の仕事を維持しようと日々頑張っているというところに本当に感謝の極みですけれども、少しでも楽になる方法で何かお考えがあるのかどうかをお聞きします。

○鈴木座長 大きく3点ございまして、評価の仕組みの話、そして、外国人の話もありましたけれども、行政としての事前準備といいますか、その施策の話です。また、A I活用ということもありましたが、それについてご回答をお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） まず、予算については、この資料にも記載させていただいているのですが、財政部が札幌の財布事情はこんな状況ですということをお示しさせていただいており、そうして札幌の予算状況を示しています。また、各事業についても、こういった事業があつて、こういう予算がついていますという調書を示しているところです。

それから、事業の見直しについてですが、各部局、各部署があつて、内部的な見直しを行っています。予算にも限りがありますので、その中で何を見直し、何を新たにやっていくかということとは都度検討しております。

加えて、市民自治の観点で、第19条に記載されている行政評価になります。各事業の内部評価を行った上で市民にホームページでお示しするとともに、それに対する意見募集を行っています。意見があれば、その意見を受け、原局でどうするかということを考える仕組みがありますので、この自治基本条例に関わる評価点検のことはそうしたことで行っているところです。

続いて、外国人トラブルのことです。

札幌市としても、特に昨年度ぐらいから力を入れているところです。何かトラブルが起きてからではなく、未然にどう防げるのかに力を入れて検討を重ねております。

国際部という部署があり、そこではどうすれば共生できるのかを検討しております。また、雇用の側面というと、経済局では、企業とどうつながっていくかを検討しております。このように様々な部署が連携して取組を進めているところです。

我々で言うと、先ほどから出ているまちづくりセンターが地域とのつながり、ハブとなりますので、そこでいろいろな課題を収集しながら、どういったものが解決できるか、できないかの検討を一緒に重ねているところです。

具体的に何というものはないのですが、そうならないように内部で検討を重ねています。

最後に、A I の活用についてです。

我々、職員の事務的なことでいいですと、G e m i n i を昨年度から取り入れて仕事の効率化を図っております。

対外的にというものについては、私の知識不足なのかもしれませんが、把握しておりませんが、先ほど西山から話があったとおり、地域での活動の中でデジタルを使うとかなり効率化できるものもあるのではないかと考えています。一方、先ほど対馬委員からもお話があったとおり、やり過ぎた結果、人との触れ合いが減るという側面も考えられます。そして、地域実情も様々ありますので、その中で効率化のほうがいい地域であれば進めていただければいいと思いますし、うまく使っていただければいいのかなと我々は思っています。ただ、効率化できる側面はありますので、その事実はお伝えさせていただいて、その上でご判断をいただくといえますか、負担軽減のためにデジタルをうまく使っていただけたらいいのかなと考え、我々としては取り組んでいるところです。

○事務局（西山市民自治推進課長） A I についてです。

私たちが行っている町内会に対する支援策として、デジタル化に関する出前講座などがあります。その講座における選択制のプログラムの一つにA I の活用を設けています。A I は、昨今、これだけ普及していますので、そこに興味を持たれている方もおり、また、町内会の中にはかなり詳しい方がいますので、町内会活動にA I を活用したいというニーズに応えるように用意しているということです。

○鈴木座長 ほかにございませんか。

○西脇委員 ただいま大村委員から既存の事業の評価の話があったので、それに関連したことです。

条文の第17条で、5ページに総合計画等というところがあります。まちづくり戦略ビジョンなど、そういう中長期的な計画について途中で成果を評価する、成果指標に基づいて評価しているということがあります。そして、別紙1の1ページに、第17条に関して、成果指標の設定、進捗状況の公表とあります。

私がよく分かっていないのか、よく読めていないのかもしれませんが、例えば、右下に表がありまして、地域のことについて、成果指標名のところに高齢者・障がいのある方等の立場を理解して行動できる人の割合とあります。令和4年度の値、現在の値、目標値とありますが、こういったものはどう調査をされているのでしょうか。ほかにも、社会的役割を感じる市民の割合とあるのですが、これらは一般の方々へのアンケート調査ということになっているのでしょうか。

○鈴木座長 成果指標の調査手法ということですが、ご回答をお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） アクションプランをつくる中で、それぞれの事業に対して何を達成するのか、現在はこうだけれども、将来何をするかを定め、毎年それを見直しながらか推進に向けて達成度を高めております。

何百という事業がありまして、一つのアンケートで全事業の達成度調査を行っているかというのではなく、事業ごとに、例えば町内会加入世帯数など、独自の事業数値（指標）を設けて、それに基づいて事業達成度を把握しているものもあります。

一方で、指標達成度調査という全市民を対象としたアンケートを行う中で、その回答結果に基づいて評価を行っている事業もありまして、事業によって様々です。

○西脇委員 そうすると、いろいろな調査手段を活用し、この事業についてはアンケートなどそういう形でうまく対応してやって、それを取りまとめ、公表しているということですか。

○事務局（藤田推進係長） アンケートで参加人数を集計しているなど、様々ありますけれども、西脇委員のおっしゃるとおりです。

○鈴木座長 ほかにございませんか。

ほかの条文についても何かございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木座長 私から一つお話しさせていただきます。

一部、第21条に関わってくることかと思いますが、そういう意味では、次回以降も十分にそこも踏まえてということになるかと思いますが。

9ページの第26条には、情報提供とあります。10ページのアンケート結果を拝見しますと、「市政に関する情報提供を十分に行っていると思うか」ということで、令和4年度に比べ、令和8年度は、「そう思う」「どちらかというと思う」が10ポイント以上伸びております。これまでの札幌市の取組もそうですし、また、我々市民のいろいろな活動を通してうまく伝わるようになってきているのかなという感じがしております。

情報提供について、求めることにもよりますけれども、より分かりやすい、より多くの情報提供という要望もかなり多くなっていて、工夫や環境整備が求められていると思います。

この「情報提供を十分に行っていると思うか」について、アンケートに文句を言うつもりはないのですが、アンケートは「思うか」を聞くものですよね。例えば、市できちんとした情報提供を行っていたとしても、それが十分に伝わっていない、あるいは理解されていないという状態がありますと、「十分に行っているとは思わない」という回答が増えてくると思います。

先ほどの「より分かりやすい、より多くの情報提供」ということもありますし、また最近ではLINEなどのSNSも使っていますので、より迅速な情報提供にも対応してきているとは思いますが、全体的に単に「市が提供しています」で終わらせるのではないということです。単純に公開しているだけではないと思うのですけれども、単なる提供や発信ということだけではなく、「伝える」ということです。さらに、これは言葉の解釈の問題もありますけれども「伝わる情報」が求められているのかなと思っています。

皆様からいろいろなご意見やご質問がありましたように、この条文を前提に、仕組みづくりや場づくりに加え、情報を分かっていたかのためにどういう工夫や仕掛けをしていくのかを併せて考えないと、十分に伝わり、まちづくり活動につながっていくということにはならないのかなと思います。

これは第21条にも少し関係してくるかと思いますが、これまでの市民自治推進会議の検討もありますし、今後の検討会の動きにも関わってくるかと思いますが、次回、併せて情報をご提供いただきたいと思います。

○事務局（藤田推進係長） 自治基本条例全体で言いますと、やはり情報公開や情報提供は大変大事なものですので、単に情報を提供して出すだけではなく、理解していただく、伝える、伝わるということも大変大事だと思っています。

全体的な話で言いますと、現在の課題感といいますか、大村委員のお話にあった点がきちんと面として伝わっていないというところもありますので、今後どうしていくか、広報部と課題を共有しながら検討を進めているところです。

第21条に関わる政策決定における情報提供や理解については、3回目でご議論をいただけたらと思っていますが、そこについても次回に説明できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木座長 ほかにございませんか。

○山崎委員 まず、全体的なところで言うと、この第6次推進会議の前に検討してきた新しい市民参加の仕組みづくりに基づいて、この間、アプリの活用、あるいは、ミニ・パブリックスなど、いろいろな手法を導入してきたわけです。そうした今までの取組も今回の現状把握と評価に盛り込んでいってもいいのではないかと思います。条文ではかなりいろいろなところに広がっていくと思うのですけれども、そうしたこともぜひ盛り込んで、それぞれが進化しているという状況を積極的に見せていってもよろしいのではないかと思いますので、できるだけご対応ください。

もう一つは、やり方が微かなのかもしれませんが、議会に関して、第10条から第12条のところですか。ちなみに、札幌市議会は議会基本条例をお持ちです。これはきちんと検証されているのですか。そこで検証していないのであれば、自治基本条例に関わるところだけでも、一回、議会で何をやっているのですかということで焦点を当て、検証してもいいのではないかと思います。

第10条、第12条の取組のところでアウトプット指標、もっと言うと、アウトカム指標も全然入っていないわけです。ですから、市議会の活動が市民にどれだけ浸透しているかどうか

について、自治基本条例のところだけでもしっかりと洗い出しをしていくことが大事ではないのかなと考えています。

というのは、来年4月に統一地方選挙があります。それに際し、札幌市議会は何をやっているのかを広く市民の目の届くところで明らかにすることは大きなことではないかと私は思うので、自治基本条例の及ぶ範囲内で最大限深掘りしていただけたらありがたいと考えています。

そして、新しい観点で言うと、第8条の市民の責務のところです。扱い方は難しいのですが、今日的な時代状況を反映するということで、市民の責務に関わってカスハラを扱うかどうかです。先ほど大村委員からAIの活用という話がありました。雪対策の関係で言うと、除雪、排雪の問合せや苦情について、今、土日や時間外、夜間はAIで試行的にやられているそうですし、それによって非常にいい影響が出てきているということを私も雪対策審議会を通じて知りました。

本当に困っている、助けてほしいという真摯な要望もあれば、クレームみたいなものもいっぱいのあるようなので、それも含めて、カスタマーハラスメント、クレマー、市民の責務に関わり、第8条に何か新しい視点で入れて発信してもいいのではないかと思います。でも、どのような関わりや表現にするかは工夫が要りますけれども、せっかく見直しの機会ですから、そうした新しい取組にもぜひチャレンジしていただければありがたいと期待しています。

それから、第30条の他自治体との連携協力です。

さっぽろ連携中枢都市圏の取組としては極めてユニークなものをやっているということを私も知っています。ここには入っていないのだけれども、札幌市がいろいろな自治体のために実質的に貢献しているわけで、こういった機会に洗い出しをしてほしいのは市立札幌病院の活動です。

市立札幌病院は、既にお分かりのように、札幌市民しか使えないというわけではなく、市民をはじめ、市民以外の方も使っているわけで、どのぐらい市民以外の方々にとっても重要な病院として使っているのかです。それに伴って、病院の財政や経営は物すごく大変です。ね。北大病院も大変ですが、市立札幌病院の大変さに関し、狭い意味で札幌市で完結するところではない、広域連携をきちんと実践しているという実情を打ち出していきたいです。

ほかに広域連携をやっているところで、市立札幌病院がやっているかは分かりませんが、医師の派遣を他自治体に対してやっており、貢献しているところもあります。市立札幌病院において実はこんなことをやっているのですというものがあると、新しい札幌市の発展と理解にもつながるのかなと期待しているところです。可能な範囲でもいいので、ぜひそうしたものを盛り込んでいただけたら、新しい観点で多くの方々に注目していただけるかと思います。よろしくお願いします。

○鈴木座長 私の理解がきちんとできているかどうかは分からないのですが、大きく4点あったかと思っています。

1点目は、第5次市民自治推進会議でも、その後の検討会でも、市民参加のまちづくりについて検討してまいりましたけれども、これまでの検討状況をこの指標の中できちんと位置づけて評価してもいいのではないかというお話だったかと思っています。

2点目は、議会の位置づけもしっかりとしていなければいけないということでした。市民への理解ということもあるかとは思いますが、そうした話があったかと思っています。

3点目は、第8条に関連し、市民の責務についてです。時代も変わってくる中で新しい取組なども少しあるのではないかというお話ではなかったかと思っています。

最後に、4点目として第30条です。市立病院の分かりやすい事例のお話もありましたけれども、広域連携やその位置づけですね。医療というのは非常に重要かと思いますが、施設や取組など、先ほど町内会の話もありましたが、そうした関係からきちんと評価してもいいのではないかというお話であったかと思っています。

可能な範囲でご回答をお願いいたします。

○事務局（藤田推進係長） 一つ目の第5次市民自治推進会議の取組状況の反映についてですが、第21条の検討の際に整理し、条文の取組として定義をしていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

二つ目の議会についてです。議会事務局とも共有し、こういった取組があるのかを確認した上で、次回ご説明させていただけたらと思っております。

三つ目の市民の責務については、まずは札幌市として行っている取組を確認したいと思います。自治基本条例自体はまちづくりという観点での条例でありますので、そこについてどうなのか、次回にご説明できればと考えております。

四つ目の他地域との連携で言いますと、病院のみならず他にも様々行っているかと思っておりますので、そうした取組も分かる範囲でこの資料の中に入れ、今後の評価をしていただけたらと思っております。

○事務局（西山市民自治推進課長） 3点目のカスハラについて補足します。

これに該当する条文としては、第8条第3項「市民はまちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする」になります。ただし、自治基本条例自体はいわゆる理念条例であり、抽象的な内容になっています。近年、カスハラが注目されてきているところであり、その対策等については当課だけではなく、札幌市として対応している状況です。したがって、カスハラの内容については自治基本条例の条文等の中でどのように包含されているのかを整理していきたいと思います。

なお、理念条例ということを考えれば、条文はこのままとしつつ、山崎委員がおっしゃられるようなカスハラの周知については別に考えていくのがよいのではないかと思います。

○鈴木座長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木座長 まとめということではございませんが、今回は第21条以外の条文についてご意見をいただきました。第21条以外については、本日、皆さんからご質問、ご意見を伺った中では、各条文やその趣旨に関し、一定の評価をいただいているかと思っております。

条文への理解、認知度の話もありましたが、そういった条例の趣旨の理解や認知度の拡大や普及啓発、それから、まちづくり活動の話も結構出ましたけれども、まちづくり活動のきっかけづくり、環境の整備がやはり重要ではないかというお話だったかと思っております。

次回以降、第21条の検討もありますけれども、仕組みづくりや場づくりなどに少し力を入れた上でこの条例に沿って進めていくべきではないかと私は理解しております。本日で終わりではございませんし、本日、皆様からいただいたご質問やご意見のご回答も次回にいただけるようですので、それも含めて、最終回に向けて条例の評価や検討を行ってまいりたいと思っております。

何か事務局から補足はございますか。

○事務局（田口市民自治推進室長） 本日は、いろいろ貴重なご意見をありがとうございます。

資料としていろいろと用意し、説明もさせていただきましたけれども、議論の冒頭でアンケートのお話もあったように、情報発信は、伝えるだけではなく、よりしっかりと理解していただけるように分かりやすく説明することの大切さを改めて認識したところです。

また、今回、第21条以外についてお話しさせていただきましたけれども、やはり、第21条の市民参加のところは根幹に関わるものになるのかなと思っております。3回目以降では、本日いただいた意見を踏まえ、整理いたしますので、引き続きご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木座長 全体を通して何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木座長 それでは、いろいろと活発なご議論をありがとうございました。

先ほどのお話にもございましたように、3回目と4回目では、自治基本条例に基づく評価、検討のほかに、市民参加推進ガイドラインの素案についても議論していただくこととなります。

条例の規定に基づく評価、検討については、本日お出しいただきましたご質問や確認事項への回答を踏まえた質疑とガイドラインにも関係する第21条の市政への市民参加の推進を重点的にご議論いただきたいと思いますと考えております。

また、次回までに必要な資料等がありましたら、ご要望をいただければ、事務局に準備して

いただくようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. そ の 他

○鈴木座長 最後に、次第の2のその他に移ります。

皆様から何かございませんか。また、全体を通して何かお気づきの点やご意見などがありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

4. 閉 会

○鈴木座長 それでは、以上をもちまして第2回第6次市民自治推進会議を終了いたします。

最後に、事務局より何か連絡事項がございましたらお願いいたします。

○事務局(藤田推進係長) 本日は、ありがとうございました。

事務連絡ですけれども、次回の会議は10月下旬頃から11月中旬頃の開催を予定しております。別途、担当から会議終了後にメールなどで日程調整の連絡を差し上げますので、お忙しい中、大変恐縮ですが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上